

令和7年6月16日

令和7年第6回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和7年6月16日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1番 片山 剛	2番 藤村 幸生	3番 藤村 浩司
4番 隅 ふじ江	5番 林 聖文	6番 小林 識史
7番 小林 増次	9番 松村 紀彦	10番 小橋 和紀
11番 黒崎 友美	12番 迫田 瑞恵	13番 佐崎 恭児
14番 中尾 正浩	15番 塚田 由美子	16番 二武 富男
17番 藤中 京子	18番 梅川 仁樹	19番 原田 孝親

3 本日の総会に欠席した委員

8番 藤本 哲

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

次 長 藤本 慎司	周東支所 木村 茂泰
周東支所 沖田 史典	錦支所 中谷 和政
美和支所 田村 尚巳	事務局 飴屋 陽子
事務局 益賀 竜也	

5 会長は、午前10時、委員総数19名のうち、18名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

5番 林 聖文 9番 松村 紀彦

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第5条の規定による事業計画の変更について

議案第22号 農用地利用集積等促進計画について

議案第23号 令和6年度の目標及び達成に向けた活動計画の点検、評価（案）について

報告事項

1 農地法第4条の規定による届出の受理について

2 農地法第5条の規定による届出の受理について

3 農地法第3条の規定による許可処分の修正について

3 現況証明

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和7年第6回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、18名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、5番林聖文委員と9番松村紀彦委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

「議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、1,542㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の小林増次委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は南河内出張所より西に553.9mのところの位置をしております。

譲渡人は高齢で遠方に住んでおり、維持が困難なため近くの人に農地を贈与し、管理してほしいとの申請がありました。譲受人は、自分の農地と隣接をしており一体化して効率よく利用したいとの考えで、これを引き受けられました。ほかの農地への影響はありません。

提出書類には、不備はありません。また、5月26日に現地調査に行っております。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いをいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑及び田。面積は、79㎡ほか7筆、合計3,352㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満

たしております。

では、担当の藤村幸生委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

失礼します。初めての追加説明ということで緊張しております。よろしくお願ひいたします。それでは追加説明をいたします。

申請地は、清流線北河内駅から2か所ありまして、東へ140mの五つの農地が点在しているところと南へ700mの二つの農地が点在しているところでは、相続で取得したが自分では耕作することができないため、耕作の意思のある姪へ譲り渡すこととしたものです。譲受人は、叔母より贈与の提案をもらい、以前農業法人で働いていた夫とともに耕作したいと思っていたので譲り受けるものとしたものです。また同時に取得する住宅での民泊を計画しているので、そこで野菜等を提供する予定です。

6月5日木曜日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。周辺農地への影響もなく3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)
異議がありませんので、2番を許可することを決定します。
次に、3番を事務局より、議案説明してください。

議 長

事 務 局

3番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、1,127㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤村幸生委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は岩国市南河内出張所から西南へ1.7kmの場所にある農地です。

譲渡人は、高齢のため管理をするのが体力的に難しく、これまで申請地の管理を手伝ってきた譲受人に譲り渡すこととしたものです。譲受人は、これまで譲渡人の依頼により除草作業等を手伝ってききましたが、譲渡人に耕作する意思がなくなったため譲り受けることとしたものです。譲受人は申請地の近隣に居住しており、申請地周辺の耕作者と農作業の時期や農薬散布の方法等についてはよく相談し、周辺農地に悪影響を及ぼすことはありません。

6月5日木曜日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,559㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤村幸生委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は岩国市南河内出張所から西へ1.3kmの場所にある農地です。

譲渡人は、将来的に農業を維持するのが困難であると判断したため、手放そうと考えていたところ譲受人が買い取ってくれることとなったものです。譲受人は新規で水稻栽培を考えていたところ、譲渡人から農地を渡したいと申し出があったため農地を取得し、営農に力を入れることにしたものです。譲受人は申請地周辺の耕作者と農作業の時期や農薬散布の方法等についてはよく相談し、農業を通じて交流していくので、周辺農地に悪影響を及ぼすことはありません。

6月5日木曜日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

続いて、「議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、277㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、駐車場です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村幸生委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

追加説明をいたします。

申請地は、錦川清流線北河内駅から南へ700mの場所にある農地です。私が一番は最初に説明したのと一緒の申請者です。

譲渡人は、相続で取得したが自分では耕作することができないので姪へ譲り渡すこととしたものです。譲受人はおばから贈与の話をもらい、農業と新たな事業をしたいと思い、申し出るものとしたものです。新たな事業というのは、民泊の事です。同時に取得する住宅を民泊として利用する計画を立てており、利用者の車をおく場所がないため申請地を駐車場に転用したく申請に至ったものです。

6月5日木曜日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。資金計画書、事業計画書等も確認しましたが、周辺農地への影響もなく、5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、329㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、宅地分譲及び取付道路です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは説明いたします。

申請地は玖珂駅より北へ360mのところ position してあります。

譲受人は、申請地は用途地域内で住環境が優れているので1区画の宅地分譲を行うということです。譲渡人は、遠方に居住し、耕作できないので今回譲渡することにしたということです。

5月28日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,912 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

説明します。

申請地は周東総合支所から南東へ約3 kmに位置します。

譲渡人は、現在勤め人で申請地は長年休耕地となっております。耕作を再開する予定もなく手を余していたところ、譲受人から要望があって、それに応じたものです。譲受人は広島県を中心にほか中国地方にソーラー発電を1,100件程度展開する法人です。申請地が日照量もあり適地であると申し出て話がまとまったものです。

6月3日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。周辺農地への影響もなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事務局

4番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、357 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、貸倉庫及び貸駐車場です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

追加説明いたします。

この案件は、周東総合支所より西へ約1.2 kmのところにあります。見てもらえたらわかるのですが、島田川の堤防とすぐ脇に県道光玖珂線が通っていて、そこに隣接している農地です。

譲渡人は営んでいる会社が多忙のため農地を手放したいと考えており、譲受人は事業で使用する駐車場と資材置き場として利用できる土地を探

していたところ事業所の近くに当該地があったため、譲渡人と協議をされ、契約に至りました。

なお、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書、土地改良区の意見書が提出されており、不備はありません。また県道側に雨水排水管接続などの工事を伴うため、道路占有許可申請書と島田川に隣接するため河川法55条の許可申請書が添付されており、こちらも不備はありません。

6月2日に事務局支所職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳宅地、現況畑。面積は、230.87㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建設です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の二武委員、追加説明をお願いします。

第 1 6 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は美和総合支所から東北東に約5.2km、県道沿いの団地内に位置する農地で登記簿地目は宅地、現況地目は畑です。

譲渡人は、申請地が現在の住まいから遠方であることと高齢のため自分で耕作ができず、土地を借りる人もなく維持管理もできなく困っていたところ、この売買の話があり、これに応じたということです。譲受人は、現在借家住まいですが、申請地周辺が住宅地であり移住する環境が整っているということで自己用住宅の建築用地として売買契約に応じたということです。

現地調査は5月27日に事務局とともに調査項目と照らし合わせて、いずれの項目も問題となる点はなく、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の

常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、「議案第21号 農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,013㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、宅地分譲です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

変更承認申請の理由は工事期間の延長です。

変更する許可書の発出年月日及び番号は令和2年11月16日、指令令2岩農委許第5号の46です。

この件につきまして、事務局より経緯を説明いたします。

農地法第5条による事業計画の変更について 説明いたします。

この案件は、先ほど議案第20号の2で許可されました案件の隣接地となります。

当案件は、令和2年11月16日に宅地造成として許可後工事に着手しておりましたが、この隣接する土地の境界との確認が、地権者である方と連絡調整がつかず着手できない状態にありました。地権者の方は県外に住んでおられ、体調を崩されていたこともあり、時間を費やすこととなりました。

この度、議案第20号の2の内容を計画する運びとなり、この隣接者の方とも連絡調整が付き、境界確認等を含め改めて調整できたことから、今回期間延長の事業計画変更をし、当初の内容のとおり工事に着手する予定です。

以上、説明とさせていただきます。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番の計画変更を承認することとします。

続いて、「議案第22号 農用地利用集積等促進計画について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事務局

それでは、議案第22号農用地利用集積等促進計画について説明いたします。

中間管理機構関係分として、合計件数3件、合計筆数6筆で、内訳はすべて田です。合計面積は4,892㎡。利用目的は水田としての利用となっています。

なお、備考欄に配分先予定者を記載しておりますが、本来であれば、こ

の総会で中間管理機構への利用権設定案についてご意見をいただき、その後、やまぐち農林振興公社における促進計画の決定、県が認可されるのを待って、2ヶ月程度後の総会において、配分先の設定案にご意見をいただくという、二段階の審議が必要なのですが、時間の都合もありますので、今回、配分先を掲載して、上程させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

意見がありませんので、この農用地利用集積等促進計画について、「意見なし」と決定し、その旨の意見を付して市長に送付します。

続いて、「議案第23号 令和6年度の目標及び達成に向けた活動計画の点検・評価(案)について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

それでは、議案第23号、令和6年度の目標及び達成に向けた活動計画の点検・評価(案)について説明いたします。

別紙のとおりとなっておりますので、こちらをご覧ください。

これは、令和6年3月総会で承認いただきました令和6年度最適化活動の目標の設定で定めた目標に対する達成状況等の点検評価となります。

それでは、1ページ目『I 農業委員会の状況』ですが、こちらは令和6年度最適化活動の目標の設定等の内容を転記しておりますので、説明は省略します。

2ページ目になります。『II 最適化活動の実施状況』の『1 最適化活動の成果目標』(1) 農地の集積についてです。②目標では、令和6年度末の集積率は70%を目指しておりました。面積で言いますと、新規集積面積は1,336ha、今年度末の集積面積1,757haという目標に対しまして、③実績 新規集積面積が20ha、令和6年度末の集積面積が441haとなっております。令和6年度末の集積率は17.6%となっております、目標としておりました70%に対する達成状況は25.1%となりました。農地の集積に対する農業委員会の点検結果については記載のとおりですので、ご覧になってください。

続いて(2) 遊休農地の発生防止・解消についてです。②目標、令和6年度の遊休農地の解消目標面積は7.48haとなっております、3ページ目、③実績、令和6年度の解消実績面積は3.54haでしたので、目標に対する達成状況は47.3%となりました。

④その他として、農地の利用状況調査についてです。7月～11月に調査を実施し、その結果1号遊休農地の面積が48ha、そのうち緑区分の遊休農地面積が33ha、黄色区分の遊休農地が15haとなっております。

農地の利用意向調査、農業委員会の点検結果については記載のとおりです。

(3) 新規参入の促進についてです。目標にありますように、新規参入

者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が9haですが、実績はありませんので0%となります。農業委員会の点検結果は4ページ目に記載のとおりです。

4ページ目、『2最適化活動の活動目標』、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は昨年度と同じく月に6日としておりました。(2)活動強化月間の設定は目標どおりの実績となっております。5ページ目(3)新規参入相談会への参加回数の目標は1回となっておりますが、参加実績はありませんでした。

以上の結果を国が定める別表に照らし合わせて、目標の達成状況の評語を記載することとなっております。岩国市の場合は、農地の集積面積の達成率が90%未満で1点、緑区分の遊休農地の解消が達成率90%未満で1点、新規参入の促進は90%未満で1点、活動強化月間の実施については、3ヶ月以上実施となりますので1点、新規参入相談会への参加は0点となり合計4点となります。5点未満の評語がこちらに記載しております「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」となります。

その下の推進委員等の点検・評価結果ですが、こちらも国が定めた別表に照らし合わせて、活動状況に応じた点数による評語を記載しております。目標に対して期待どおりの結果が得られた方が2人、目標に対して期待を(やや)下回る結果となった方が48人となっております。

本日お手元にお配りさせていただいております、A3の資料ですが、これは推進委員からそれぞれ出てきたものを集計したものとなっております。

国のガイドラインにより、この記載内容を踏まえて、総会において点検・評価を実施し、全体として評語および総会で出された意見を合わせて推進委員に対し、5月中に通知を行うこととなっているところですが、農業委員・推進委員の改選の影響もありましたので、この総会でお諮りすることとし、全体としての評語としては、A3用紙の右から2つ目の欄のとおりとし、一番右端の備考欄を総会で出された意見として、6月中には6年度の各推進委員には通知を行いたいと考えております。

『Ⅲ事務の実施状況』については、記載のとおりとなりますのでご確認ください。

なお、この議案についてご承認いただきましたら、6月末までに山口県等へ報告し、市のホームページには別紙様式5を公表する流れとなります。

説明は以上となります。

議 長

新しい委員の方もおられますので、用語の説明として、遊休農地の緑区分と黄色区分について事務局より説明いたします。

事 務 局

簡単に言いますと、緑区分は手をかければ遊休農地から再び耕作の状況に戻るような状況の農地を言います。黄色区分とは、機械などを用いないと遊休農地の状態を解消できないような状況を言います。

議 長

ありがとうございます。
以上のことも踏まえまして、ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第23号は承認することを決定します。
以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、836 m²です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、駐車場です。農地区分は、市街化区域です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、田。現況、休耕地。面積は、988 m²ほか2筆、合計1,950 m²です。

届出人は記載のとおり。転用目的は、駐車場です。

農地区分は、市街化区域です。

ほか3件、合計4件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 農地法第3条の規定による許可処分の修正について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳畑及び田、現況畑。面積は、249 m²ほか2筆、合計1,510 m²です。

申出人は記載のとおり。

許可処分の修正の内容は、申出人の住所変更です。

以上1件の申出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第4号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。
そのほか、伝達事項がありますか。

事務局

- ・「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見のとりまとめ」について
- ・農地パトロールの実施に伴う事前説明会について
- ・県営小田地区、県営小祖生畑地区農村地域防災減災事業の計画変更について

議長

委員の皆様より何かありませんでしょうか。
次回定例総会は、7月16日(水)午前10時00分から、岩国市民文化会館 第1研修室を予定しております。
これで総会は、終了します。お疲れ様でした。

次回総会について

令和7年6月16日月曜日10時から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前10時55分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会長 梅川仁樹

署名委員 村 聖文

署名委員 松村紀彦

